嘉麻市国際交流員出前講座　実施要綱

（趣旨）

 第１条　この要綱は、嘉麻市国際交流員（以下「交流員」という）を講師として派遣することにより市民の異文化理解を深め、もって市民の国際交流の促進を図るため、交流員による出前講座（以下「講座」という）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

 （内容）

 第２条　この要綱において「講座」とは、市民等で構成された団体又は本市内にある学校等に交流員を講師として派遣し、出身国の文化、生活習慣等を紹介することをいう。

 （対象）

 第３条　講座を利用できる者は、本市内に在住し、通勤し、又は通学する者で構成された 団体及び本市内にある学校（以下「団体等」という）で、原則として参加予定人員が５人以上であることを要件とする。

（申し込み等）

 第４条　講座の利用を希望する団体等の代表者（以下「代表者」という）は、利用希望日

の前日から起算して３箇月前の日からの２週間前の日までに、嘉麻市国際交流員出前講座利用申込書（第１号様式）を交流員が所属する組織の長（以下「所属長」という）に提出するものとする。

２　申込みに当たっては、１回の申込みにつき、複数回申込むことはできないものとする。３　１団体または１グループあたり１月につき１回限りとする。ただし、学校において、複数の学年又は学級が同一講師の講座を申込むことを妨げるものではない。

４　学校以外の団体において、複数回実施希望する場合は、第１項の規定により申し込んだ講座の終了後、改めて同項の規定により申込みを行うものとする。

５　団体等の都合により、講座が中止または延期になった場合は、改めて第1項の規定により申込みを行うものとする。

（利用決定等）

 第５条　所属長は、前条第１項の申込みがあったときは、日時等について講師と調整の上実施の可否を決定し、講座を実施することと決定した場合には嘉麻市国際交流員出前講座利用決定通知書（第２号様式）により、講座を実施しないことと決定した場合にはその旨を代表者に通知するものとする。

２　所属長は、前項の規定による講座の利用を決定する場合においては、必要な条件を付す ことができる。

（利用決定の変更）

 第６条　所属長は、前条の規定により、講座の利用決定の通知をした後において、公務の都合上やむを得ない事情が生じたとき、または交流員に突発的な事故が生じたときは、代表者にその旨を通知し、調整を行った上で当該講座の日時の変更を行うことができるものとし、当該変更を行うことと決定したときは、嘉麻市国際交流員出前講座利用決定変更通知書（第３号様式）により代表者に通知するものとする。

（事前打ち合せ）

 第７条　団体等は、交流員の派遣に際し、事前に交流員と十分な打ち合わせを行わなければならない。

２　団体等は、派遣される交流員と協議の上、講座の円滑な実施のために必要な措置をとらなければならない。

（利用日時）

第８条　団体等が講座を利用できる日は、原則として、祝祭日および年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間）を除く月曜日から金曜日までとする。

２　団体等が講座を利用できる時間は、午前9時から午後４時までの間で行うものとし、1講座2時間以内とする。

３　休日及び時間外における講座の利用については、交流員との協議の上、決定するものとする。

（利用場所）

 第９条　団体等が講座を利用できる場所は、本市内に限るものとし、当該団体等の責任に おいて確保するものとする。

（利用の制限等）

第10条　所属長は、団体等の講座の利用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講座の利用の決定をしない。

（１）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき

（２）政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき

（３）営利を目的として講座を利用するおそれのあるとき

（４）特定の個人や団体への利益が発生すると予想されるとき

（５）その他、所属長が適切でないと判断したとき

２　所属長は、第５条の規定による講座の利用決定の通知をした後、前項の事実が認められ たときは、その決定を取り消すものとする。

（変更等の届出）

第 11条　第５条の規定により講座の利用決定の通知を受けた代表者は、利用日時、場所その他、申込みの事項に変更があったとき、又は申込みを取り消そうとするときは、直ちに所属長に届け出るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（経費の負担）

第 12条　団体等が講座を利用するに当たっては、交流員に対する謝礼金は不要とする。ただし、会場の借上げ及び材料の購入等が必要な場合は、当該団体等が手配し、当該費用を負担するものとする。

（その他）

第 13条　この要綱に定めるもののほか、講座の実施に関し必要な事項は、所属長が別に定める。

附 則

 この要綱は、令和４年４月25日から施行する